



山形県公報

令和5年12月12日(火)
第462号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……1233

### 告 示

○公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……1239

○同……………(同) ……同

○国土調査の成果の認証……………(同) ……1240

○県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同

○同……………(同) ……同

○公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……1241

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

○直接請求に必要な有権者の数……………同

## 規 則

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第54号

#### クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第1条 クリーニング業法施行細則(昭和25年8月県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1号を加える。

(9) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)附則第8条第2項の規定により、法第5条の3第1項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

第2条第5項中「第2条の4」を「第2条の5」に改め、同条第6項中「による」を「、規則第2条の5に規定する届出書の様式は別記様式第5号の6による」に改める。

別記様式第1号の備考を次のように改める。

備考 次の書類を添付すること。

- 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の構造設備を明らかにする平面図
- 3 営業施設の付近見取図

別記様式第3号の2の備考を次のように改める。

備考 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

別記様式第5号の5を別記様式第5号の6とし、別記様式第5号の4を別記様式第5号の5とし、別記様式第5号の3を別記様式第5号の4とし、別記様式第5号の2の次に次の1様式を加える。

様式第5号の3

年 月 日

保健所長 殿

住 所  
氏 名

年 月 日 生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

(電話番号 )

## 営業者の地位承継届

下記のとおり譲渡により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

## 記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

備考 次の書類を添付すること。

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し  
(興行場法施行細則の一部改正)

第2条 興行場法施行細則（昭和40年12月県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1号を加える。

- (5) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第6条第2項の規定により、法第2条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

第2条第1項第5号を削り、同条第2項を削る。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 譲渡による営業者の地位の承継の場合にあつては、次に掲げる書類
  - イ 興行場営業を譲り受けたことを証する書類
  - ロ 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- (2) 相続による営業者の地位の承継の場合にあつては、次に掲げる書類
  - イ 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - ロ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記様式第1号の注書を次のように改める。

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 2 興行場の構造設備を明らかにする平面図（縮尺明記のこと。）
- 3 興行場を中心とする100メートル半径の地域内の略図
- 4 営業用の建物及び敷地が他人の所有であるときは、所有者の承諾書

別記様式第2号（その3）を別記様式第2号（その4）とし、別記様式第2号（その2）を別記様式第2号（その3）とし、別記様式第2号（その1）を別記様式第2号（その2）とし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（その1）

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

年 月 日 生

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

## 興行場営業承継届

次により興行場の営業を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
- 2 譲渡の年月日
- 3 興行場の名称及び所在地

（注） 次の書類を添付すること。

- 1 営業を譲り受けたことを証する書類
- 2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第3条 公衆浴場法施行細則（昭和40年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第7条第2項の規定による法第2条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況についての調査に関する事。

第3条第2号中「第2条」を「第1条の2」に改める。

別記様式第1号の注書を次のように改める。

（注） 次の書類を添付すること。

- 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の構造設備を明らかにする平面図及び断面図（縮尺が明記され、循環ろ過装置を設置する場合は、その循環の経路並びに公衆浴場法施行条例第2条第1項第16号ロ及びハの基準を満たすことが明示されたものであること。）
- 3 営業施設を中心とする隣接公衆浴場との距離及び付近300メートル半径の略図（縮尺が明記されたものであること。）
- 4 営業用建物及び敷地が他人の所有であるときは所有者の承諾書
- 5 公衆浴場法施行条例第2条第1項第15号に規定する場合は、同号に規定する水質の基準に関する検査の結果を証明する書類

別記様式第2号(3)中「公衆浴場法施行規則第3条の2」を「公衆浴場法第2条の2第2項」に改め、同様式を別記様式第2号(4)とし、別記様式第2号(2)中「公衆浴場法施行規則第3条」を「公衆浴場法第2条の2第2項」に改め、同様式を別記様式第2号(3)とし、別記様式第2号(1)中「公衆浴場法施行規則第2条」を「公衆浴場法第2条の2第2項」に改め、同様式を別記様式第2号(2)とし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

## 様式第2号(1)

年 月 日

保健所長 殿

住 所  
氏 名

年 月 日 生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

## 公衆浴場営業承継届

次により公衆浴場の営業を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 公衆浴場の名称及び所在地

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し  
(美容師法施行細則の一部改正)

第4条 美容師法施行細則（昭和40年12月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1号を加える。

(6) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第9条第2項の規定により、法第12条の2第1項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「別記様式第4号」を「別記様式第4号の2」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 省令第20条の2第1項に規定する届出書 別記様式第4号  
別記様式第1号の備考を次のように改める。

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 美容所の構造及び設備を明らかにした平面図
  - (2) 美容所付近の見取図
  - (3) 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 2 次に掲げる書類を提示すること。
  - (1) 美容師につき、美容師免許証又は美容師免許証明書
  - (2) 美容師である従業者の数が常時2人以上である場合は、管理美容師につき、管理美容師講習会修了証書
  - (3) 外国人が開設する場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
  - (4) 法人が開設する場合は、定款又は寄附行為

別記様式第4号を別記様式第4号の2とし、別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

年 月 日 生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

(電話番号 )

## 美容所開設者の地位承継届

下記のとおり譲渡により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

## 記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

## 備考

1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。

2 次に掲げる書類を提示すること。

(1) 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為  
(理容師法施行細則の一部改正)

第5条 理容師法施行細則（昭和40年12月県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1号を加える。

(6) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第5条第2項の規定により、法第11条の3第1項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「別記様式第4号」を「別記様式第4号の2」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 省令第20条の2第1項に規定する届出書 別記様式第4号

別記様式第1号の備考を次のように改める。

## 備考

1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 理容所の構造及び設備を明らかにした平面図

(2) 理容所付近の見取図

(3) 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

2 次に掲げる書類を提示すること。

(1) 理容師につき、理容師免許証又は理容師免許証明書

(2) 理容師である従業者の数が常時2人以上である場合は、管理理容師につき、管理理容師講習会修了証明書

(3) 外国人が開設する場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(4) 法人が開設する場合は、定款又は寄附行為

別記様式第4号を別記様式第4号の2とし、別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号

年 月 日

保健所長 殿

住 所  
氏 名

年 月 日 生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

(電話番号 )

## 理容所開設者の地位承継届

下記のとおり譲渡により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

## 記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

## 備考

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。
- 2 次に掲げる書類を提示すること。

(1) 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為

(食品衛生法の施行に関する規則の一部改正)

第6条 食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第4条第2項の規定による法第56条第1項（法第57条第2項（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）及び第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者の業務の状況についての調査に関すること。

(山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第7条 山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する規則（平成3年4月県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(11) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第10条第2項の規定により、法第7条第1項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別記様式第4号中「相続（）」を「譲渡（相続、）」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第9項第1号中ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。次項及び第12項から第17項までにおいて「改正法」という。）附則第4条第2項の規定による法第56条第1項（法第57条第2項（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含



む。)及び第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定により許可業者又は届出業者の地位を承継した者の業務の状況についての調査に関すること

別表保健所長の項委任事項の欄第10項第1号に次のように加える。

ル 改正法附則第10条第2項の規定による法第7条第1項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況についての調査に関すること

別表保健所長の項委任事項の欄第12項第1号ト中「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）」を「改正法」に、「より、」を「よる」に、「調査する」を「の調査に関する」に改め、同欄第13項第1号に次のように加える。

ホ 改正法附則第6条第2項の規定による法第2条の2第1項の規定により業者の地位を承継した者の業務の状況についての調査に関すること

別表保健所長の項委任事項の欄第14項第1号中トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 改正法附則第7条第2項の規定による法第2条の2第1項の規定により業者の地位を承継した者の業務の状況についての調査に関すること

別表保健所長の項委任事項の欄第15項第1号に次のように加える。

リ 改正法附則第8条第2項の規定による法第5条の3第1項の規定により業者の地位を承継した者の業務の状況についての調査に関すること

別表保健所長の項委任事項の欄第16項第1号に次のように加える。

へ 改正法附則第5条第2項の規定による法第11条の3第1項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況についての調査に関すること

別表保健所長の項委任事項の欄第17項第1号に次のように加える。

へ 改正法附則第9条第2項の規定による法第12条の2第1項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況についての調査に関すること

## 告 示

### 山形県告示第841号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市生石地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年11月21日から同年12月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

### 山形県告示第842号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄市大字萩野地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年11月27日から令和6年3月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第843号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
長井市
- 2 調査を行った期間  
平成31年4月1日から令和5年3月22日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
長井市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
今泉の一部
- 5 認証年月日  
令和5年11月28日

**山形県告示第844号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営北平田地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（区画整理））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営北平田地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（区画整理））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年12月14日から令和6年1月18日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第845号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営北平田地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（用排水施設））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営北平田地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（用排水施設））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年12月14日から令和6年1月18日まで



## 4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

## 山形県告示第846号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

米沢市内（桜木町、駅前二丁目、下花沢二丁目、東二丁目、東三丁目、金池四丁目、金池五丁目、鍛冶町、花沢町、花沢町一丁目、中央一丁目、丸の内二丁目地内）

## 2 公共測量を実施する期間

令和5年11月27日から令和6年1月31日まで

## 3 作業の種類

公共測量（2級水準測量）

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,681人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 210,501人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|---------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市           | 67,662人 | 上山市           | 8,294人  | 南陽市  | 8,444人  |
| 米沢市           | 21,723人 | 村山市           | 6,392人  | 東村山郡 | 6,949人  |
| 鶴岡市           | 34,129人 | 長井市・<br>西置賜郡  | 14,554人 | 最上郡  | 10,131人 |
| 酒田市・飽海郡       | 31,668人 | 天童市           | 16,937人 | 東置賜郡 | 10,181人 |
| 新庄市           | 9,402人  | 東根市           | 13,254人 | 東田川郡 | 7,635人  |
| 寒河江市・<br>西村山郡 | 21,351人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 5,965人  |      |         |